

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 8 年 9 月 11 日

金 曜 日

第5568号

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第15条第 1 項に規定する医師の指定 1
- 指定自立支援医療機関の指定の更新 2
- 指定自立支援医療機関の指定

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定 3

告 示

富山県告示第410号

身体障害者福祉法第15条第 1 項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第 6 条の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 11 日

富山県知事 新 田 八 朗

氏名	担当する医療 の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
槻尾 義昭	内科	砺波サンシャイン病院	砺波市鷹栖 575 番地	令和 8 年 9 月 1 日
青木 洋文	循環器内科	医療法人社団青木内科医院	小矢部市石動町 1 番 4 号	令和 8 年 9 月 1 日

富山県告示第411号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和8年9月11日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院	魚津市六郎丸 992 番地	育成医療・更生医療	腎臓	令和8年9月1日
医療法人社団健心会坂東病院	下新川郡朝日町道下 900 番地	更生医療	腎臓	令和8年9月1日
チューリップ本町薬局	氷見市本町 7 番 22 号	育成医療・更生医療	調剤	令和8年9月1日
たんぼぼ薬局常盤町店	滑川市常盤町 622 番地	育成医療・更生医療	調剤	令和8年9月1日
いみずの薬局	射水市南太閤山三丁目 1 番 6 号	育成医療・更生医療	調剤	令和8年9月1日

富山県告示第412号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和8年9月11日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ウエルシア薬局 高岡上北島店	高岡市上北島 283番地 1	育成医療・ 更生医療	調剤	令和 8 年 9 月 1 日
たかおか駅南薬 局	高岡市駅南 3 丁 目 1 番10号	育成医療・ 更生医療	調剤	令和 8 年 9 月 1 日
瑠璃光薬局小杉 店	射水市戸破2459 番地 2	育成医療・ 更生医療	調剤	令和 8 年10月 1 日
訪問看護ステー ション iHome	下新川郡入善町 入膳 455番地 1	更生医療	訪問看護	令和 8 年 9 月 1 日

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年9月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積
南砺市久保41番	田	4, 052㎡
南砺市久保125番	田	2, 214㎡
南砺市久保129番	田	230㎡
南砺市久保137番	田	231㎡
南砺市久保159番	田	1, 546㎡
南砺市久保167番	田	4, 059㎡

2 農地を利用する権利の内容等

所在及び地番	内容	農地を利用する 権利の始期	存続 期間	借賃に相当する 補償金の額
南砺市久保41番	利用権	令和9年3月31日	2年	21,028円
南砺市久保125番	利用権	令和9年3月31日	2年	11,490円
南砺市久保129番	利用権	令和9年3月31日	2年	1,192円
南砺市久保137番	利用権	令和9年3月31日	2年	1,198円
南砺市久保159番	利用権	令和9年3月31日	2年	8,022円
南砺市久保167番	利用権	令和9年3月31日	2年	21,066円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 西 経子
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 寺西 義雄

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局砺波支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局砺波支局において、補償金の還付を受けることができる。